

待機児童・子ども支援対策調査 特別委員会報告資料

令和元年11月15日

報告事項件名	頁
1 「足立区学童保育室整備計画（素案）」について・・・・・・・・・・	2

(地域のちから推進部)

待機児童・子ども支援対策調査特別委員会報告資料

令和元年11月15日

件名	「足立区学童保育室整備計画（素案）」について
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内容	<p>学童保育室における待機児童解消に向けて、現在、令和2年度改訂版「足立区学童保育室整備計画」を策定中であるが、その素案（別添資料）について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 「足立区学童保育室整備計画」の位置づけについて 現在策定中の「（仮称）第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」中の「新・足立区放課後子ども総合プラン」における待機児童解消策を実施するための個別計画とする。 計画期間は、令和2年度から6年度までの5年間。</p> <p>2 策定の考え方 （1）整備における地域内の需給アンバランスを解消させるため、区内を33地区に細分化して、それぞれの学童保育の需要数等を算出のうえ整備する。 （2）年間で700人程度の退室者が生じており、中でも夏休み明け頃の8月～9月頃に多い。このことから、毎年度9月末時点の需給状況を捉えて整備していく。 ただし、小学1、2年生については、毎年度4月1日時点で原則全員の入室をめざす。その他の入室できなかった児童に対しては、安全安心な居場所として「児童館特例利用（ランドセルで児童館）」や「あだち放課後子ども教室」の利用を促す。</p> <p>3 学童保育室整備の手法 （1）小学校の改築等の際に、校内に学童保育室を設置することを基本とする。ただし、これが困難な場合で、不足数が多い地区については、民設学童保育室の誘致も検討する。 （2）増室・増員は、「平成31年度学童保育室待機児童緊急対策」による整備分を含め、今後5年間で15室520名程度を見込んでいる。 （3）学童保育室の需要数が受入可能数を大きく下回り、今後、需要数が上昇しない場合に、定員や配置の見直しを行っていく（小学校内の学童保育室を除く）。</p>

問 題 点 今 後 の 方 針	本素案は、数値をさらに精査のうえ、今年度中に策定する。 なお、策定後も「足立区人口推計」、直近の開発動向や申請状況等の実績を踏まえながら毎年見直しを行っていく。
--------------------	---